

令和3年（ワ）第28700号 生物学上の親調査義務確認等請求事件  
原告 江藏 智  
被告 東京都

## 原告第7準備書面

2023年7月24日

東京地方裁判所民事第16部乙B係 御中

原告代理人弁護士 海 渡 雄 一

同 弁護士 小 川 隆太郎

同復代理人弁護士 平 岡 秀 夫



標記事件について、原告は、原告の生物学上の両親及び取り換えられた子を特定するために被告が実施すべき事実調査（以下、「本件調査」という）に関して、以下のとおり弁論を準備する。

第1 被告は本件調査のために墨田区から本件戸籍受附帳に記載された情報を取得すべきこと（いわゆる「本件調査第1段階」）

1 戸籍受附帳には、①出生・婚姻・死亡・転籍などの「件名」、②届出された本人の氏名である「届出事件本人の氏名」、③届出された本人の「本籍」、④届出された本人の住所および本籍地への発送日などの「備考」が記載されている（甲61号証）。

被告は、原告が出生したとされるのが昭和33年4月10日であるので、昭和33年4月1日から同月30日までの間に墨田区が作成した戸籍受附帳には、原告の生物学上の親等の子どもとして育てられている者（「取り換えられた子」）が記載されている可能性が極めて高い。

したがって、被告は、後掲調査第2段階を進めるために、上記①「件名」が出生となっている届出部分（以下、「本件戸籍受附帳」という）に記載された、上記②「届出事件本人の氏名」、上記③「本籍」、及び上記④「備考」欄の情報を墨田区から取得する必要がある。

- 2 本件調査は、地方自治体の経営する病院における医療過誤事件の顛末報告義務の履行ないし再発防止にかかる事実調査と位置付けられるところ、「赤ちゃん取り違い事件」は、厚労省における解釈運用上、医療法施行規則1条の11で規定される医療安全管理委員会が取り扱うべき医療事故に準ずる重大な問題事案に該当するとされていることから、被告は、都立墨田産院の管理者として、同条項に基づいて、上記事実調査を実施する義務を負う。当該義務は、被告が地方公共団体として、子どもの権利条約7条1項、自由権規約2条3項・17条、及び子どもの権利条約8条1項に基づき、子の出自を知る権利ないし家庭生活の尊重を受ける権利の侵害から被害者を救済する義務を負っていることから裏付けられる。

そして被告は、墨田区に対して、上記調査実施義務の履行として、当該調査に不可欠な本件戸籍受附帳の謄本の開示を求めることができる。なぜなら、本件戸籍受付帳のうち本来、原告が記載されるべき「出生」の件名記載の情報は、原告の個人情報に該当する。そして、後掲本件調査第2段階の実施により「取り違いられた子」が判明するまでは、原告の当該個人情報は、本件戸籍受付帳のその他の情報と区別することは不可能であることからすると、本件戸籍受付帳全体を原告の個人情報とみなすべきである（甲51）。

上記被告からの開示請求を受け、墨田区は、墨田区個人情報保護条例16条に基づく保有個人情報の外部提供として応ずることが可能である。また、墨田区は本件取り違い事件の加害者ではないものの、墨田区も地方公共団体として上記救済義務を負うという点からすれば、被告から上記調査実施義務の履行としての具体的な開示請求があった場合には、当該外部提供を行う義務がある。

- 3 また、本件戸籍受付帳のうち本来、原告が記載されるべき「出生」の件名記載

の情報は、原告の個人情報に該当する。そして、後掲本件調査第2段階の実施により「取り違えられた子」が判明するまでは、原告の当該個人情報は、本件戸籍受付帳のその他の情報と区別することは不可能であることからすると、本件戸籍受付帳全体を原告の個人情報とみなすべきである（甲51）。

したがって、原告が被告による調査を要望し要求していることからすると、原告の当該個人情報としての本件戸籍受附帳の墨田区に対する開示請求権を被告に委任していると見ることができるから、被告は、原告より委託された原告の当該個人情報開示請求権に基づき、墨田区に対して、本件戸籍受附帳の謄本の開示を求めることも可能である。

- 4 さらに、被告は、墨田区に対して、本件戸籍受附帳の謄本について、戸籍法10条の2第2項または同条項の準用による公用請求を行い、墨田区から交付を受けることも可能である。

この点、当該公用請求の対象は戸籍法10条1項で規定される「戸籍謄本等」に含まれるとされており、この「戸籍謄本等」には戸籍受附帳は含まれないと被告は主張しているが、子どもの権利条約7条1項、自由権規約2条3項・17条、及び子どもの権利条約8条1項の条約に適合するよう法令を解釈することを要請する憲法98条2項に鑑みて、子の出自を知る権利ないし家庭生活の尊重を受ける権利の侵害から被害者を救済するために必要な戸籍関連文書、少なくとも戸籍受附帳については、「戸籍謄本等」に含まれると解釈される。

第2 被告は取得した本件戸籍受附帳に記載の情報を用いて、原告の生物学上の親等の可能性がある者を戸別訪問して聴き取り調査を行うべきこと（いわゆる「本件調査第2段階」）

- 1 被告は、本件戸籍受附帳に記載された、上記②「届出事件本人の氏名」、上記③「本籍」、及び上記④「備考」欄の情報を用いて、戸籍及び住民票等を取り寄せる。その戸籍及び住民票によって、上記②「届出事件本人の氏名」の者の性別および

現住所を特定し、その戸籍上の両親（原告の血縁上の両親の可能性のある者（以下、「血縁可能性両親」という。）が存命であるかどうか、存命であれば当該「血縁可能性両親」の現住所を調査する。

- 2 被告は、上記②「届出事件本人の氏名」の者のうち、上記1の調査の結果として性別が男性であることが判明した「届出事件本人の氏名」の者の「血縁可能性両親」の現住所に対して、本件の事情を説明した上で、被告職員による戸別訪問の実施を希望する候補日時を記載して、その戸別訪問の可否について期限付きで回答を求める連絡書（以下、「本件連絡書」）を書留郵便で郵送する。
- 3 本件連絡書記載の回答期限内に上記②「届出事件本人の氏名」の者から戸別訪問について特段の異議が述べられない場合には、本件連絡書記載の日時に、被告職員が、当該「血縁可能性両親」を戸別訪問する。
- 4 戸別訪問した被告職員は、当該「血縁可能性両親」に対して、原告にかかる本件取り違い事件の事実経過を説明し、以下の質問への任意回答への協力を求める。

質問1：どこの病院でお子さん（「届出事件本人の氏名」の者）を出産しましたか。

質問2：あなた及びその配偶者（「血縁可能性両親」）の血液型は何ですか。

質問1の回答が都立墨田産院、それに類する病院名、または不明である場合は、当該両親は「血縁可能性両親」である可能性が残るため、質問2を実施する。それ以外の回答である場合は「血縁可能性両親」ではないためこの時点で当該両親の調査を終了する。

原告はA型であるため、両親ともB型又はO側であるか、両親がB型とO型である場合には、原告の「血縁可能性両親」には当たらない。したがって、上記質問2の結果、両親の血液型がA型の子どもが生まれない組み合わせであった場合には、当該両親は「血縁可能性両親」ではないこととなるから、当該両親についての調査はこの時点で終了する。

- 5 上記質問 1 及び 2 の回答を踏まえて、なお「血縁可能性両親」である可能性がある当該両親に対しては、戸別訪問した被告職員が、当該両親の戸籍上の子が原告と取り換えられた子である可能性が高いことを説明し、原告及びその育ての両親の写真、ならびに原告及びその母親の直筆の手紙を見せて、原告が連絡先の交換を希望している旨を伝え、「血縁可能性両親」である可能性がある当該両親が原告との連絡先の交換に応じるかどうか意思を確認する。この際、一般的に自身が赤ちゃん取り換え事件の被害者である可能性が高いことを告げられた者は心が動揺する可能性が高いため、慎重に状況を説明し、当人からの質問に対しても真摯に回答すると共に、意思確認の回答は必ずしもその場で行う必要がないこと等を伝え、その心情には十分配慮する。
- 6 「血縁可能性両親」である可能性がある当該両親が原告との連絡先の交換に応じる旨を回答した場合、被告職員は、当該両親の連絡先を聴取し、その連絡先を原告に対して提供する。
- 7 上記 1 の調査の結果、「血縁可能性両親」が死去していた場合、あるいは戸別訪問の結果、「血縁可能性両親」が本人の意思を表明できない精神状態（認知症等）にある場合には、当該「血縁可能性両親」の戸籍上の子を調査し、当該子のいずれかが存命中の場合には、被告職員は、その存命中の子全員に対しても、本件連絡書を書留郵便で郵送し、上記 3 ないし 5 と同様の手続により、当該存命中の子全員の出生にかかる事項を調査し、上記 6 の手続きに準ずる手続により、原告との連絡先交換について意思確認を行い、当該存命中の子のうち連絡先の交換に同意した者について、その意向に応じて原告に対して連絡先を提供する。
- 8 被告は、上記②「届出事件本人の氏名」の全員について、調査第 2 段階終了後遅滞なく、その氏名等の個人情報 は明らかにしない形で、調査第 2 段階の顛末について原告に対して書面及び口頭で報告する。

以上